

平成30年度 狩猟免許試験受付事務のしおり

鹿 児 島 県
一般社団法人 鹿児島県猟友会

1 試験の場所，期日及び開始時刻

(1) 第1回試験

実施期日	平成30年7月29日(日)	開始時刻	午前9時
実 施 場 所			
鹿 児 島 市	県鹿児島地域振興局本庁舎	鹿 屋 市	鹿 屋 市 中 央 公 民 館
南さつま市	県南薩地域振興局本庁舎	屋久島町	県熊毛支庁屋久島庁舎
出水市	県北薩地域振興局出水庁舎	奄美市	県大島支庁舎
始良市	県始良・伊佐地域振興局本庁舎		

(2) 第2回試験

実施期日	平成30年8月26日(日)	開始時刻	午前9時
実 施 場 所			
日 置 市	県鹿児島地域振興局日置庁舎	曾 於 市	県大隅地域振興局曾於庁舎
指 宿 市	県南薩地域振興局指宿庁舎	西之表市	県熊毛支庁舎
薩摩川内市	県北薩地域振興局本庁舎	徳之島町	徳之島町役場
伊 佐 市	県始良・伊佐地域振興局伊佐庁舎		

(3) 第3回試験

実施期日	平成31年1月27日(日)	開始時刻	午前9時
実施場所	鹿 児 島 市	鹿 児 島 県 庁 講 堂	

2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で，次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳に，第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては20歳に，それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症，そううつ病（そう病及びうつ病を含む。），てんかん（発作が再発するおそれがないもの，発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し，又はその判別に従って行動する能力を失わせ，又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し，又はその判別に従って行動する能力がなく，又は著しく低い者（（1）～（3）までに該当する者を除く。）

- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過していない者

3 受験手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、猟銃・空気銃所持許可証の写し

ウ 2の(2)～(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。）

エ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

オ 狩猟免許申請手数料

区 分		手 数 料
狩 猟 免 許 試 験	初 心 者	5,200円
	法第49条各号に該当するもの	3,900円
<p>（5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼付し提出する。 なお、提出書類等の受理後は、狩猟免許申請手数料は返還しない。）</p>		

カ 82円分の切手

(2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する各支庁及び各地域振興局。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成30年6月18日（月）から同年7月13日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成30年7月17日（火）から同年8月10日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

平成30年12月10日（月）から平成31年1月11日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

(4) 各地区猟友会における手続

ア 各地区猟友会長は受け付けた免許申請書を取りまとめ、記載事項を審査し、不備な点を訂正させる。

イ 各地区猟友会長は免許申請書とともに、申請期限内に現金で徴収した手数料及び82円分の切手を県猟友会支部に提出する。

ウ 県猟友会支部は申請手数料額の鹿児島県収入証紙を購入の上、免許申請書に貼付し、82円分の切手を添えて、申請者の住所地を管轄する地域振興局等に提出する。

4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は、鹿児島県環境林務部自然保護課、各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、あて先及び郵便番号を明記し、82円分の切手をはった返信用封筒を同封すること。

5 その他

(1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を明記した受付票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。

(2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前（その日が休日のときは、その前日）までになされた場合に限り受け付ける。

(3) 試験に合格した者には、後日狩猟免許状を交付する。

(4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免許状を返還させる。

(5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課（電話099-286-2111内線2616）、各支庁、各地域振興局、一般社団法人鹿児島県猟友会（電話099-222-9449）、同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。